

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

配偶者や親しいパートナーからの暴力（ドメスティック・バイオレンス以下「DV」という。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。しかし、その多くは家庭内において行われるため、外部からの発見が困難で潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向にあります。DV被害者の多くは女性であり、配偶者等が暴力を加えることは、女性の人権を侵害し、男女が平等でお互いの尊厳が重んじられ対等な関係が築かれる男女共同参画社会実現の妨げとなっています。また、子どもが同居する家庭では、被害者だけでなく子どもの心身に深い傷を残すものでもあります。

このような状況を改善するため、平成13年4月に配偶者等からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者等からの暴力の防止と被害者の保護を図ることを目的として「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」という。）が制定されました。さらに、平成19年7月には、保護命令制度の拡充、市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画の策定及び配偶者暴力相談支援センター業務の実施について市町村の努力義務とすること等を内容とする改正が行われたことで、住民に最も身近な行政主体である市町村の役割も大変重要になりました。平成25年6月には、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて法の適用対象とする改正DV防止法が成立し、平成26年1月に施行されました。

また若年層における交際相手からの暴力（デートDV）も問題になっています。

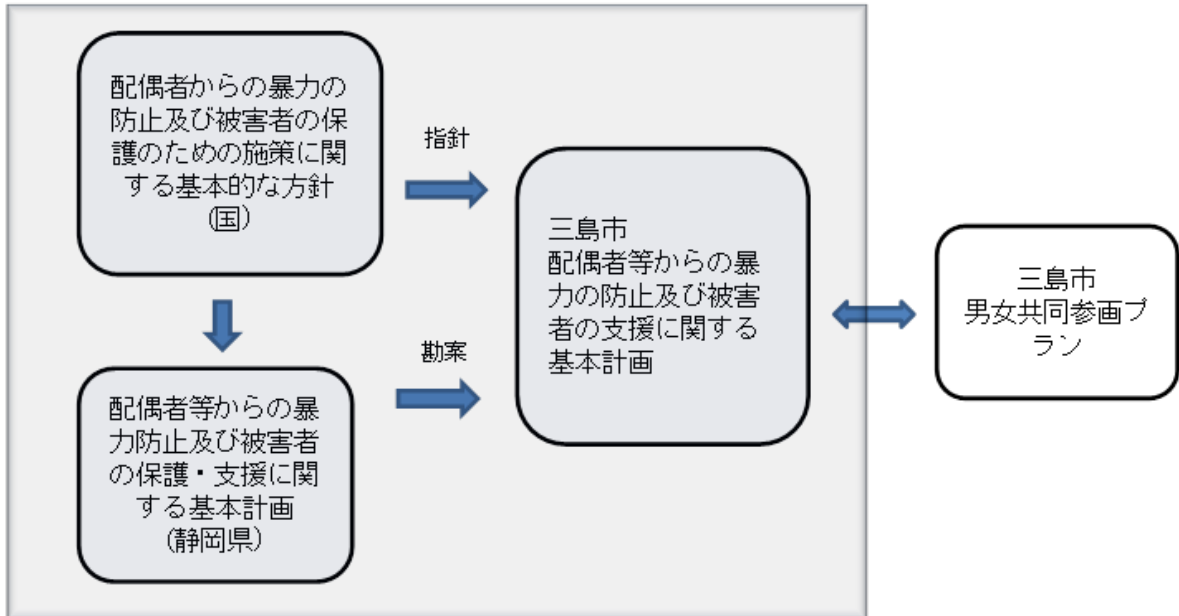
本市では、平成23年3月に策定した「三島市男女共同参画プラン」（みしまアクションプラン・パート3）（平成23年度～32年度）の基本目標の1つに「人権の尊重と男女共同参画の意識づくり」を掲げ、女性に対する暴力の防止のため、人権尊重を基盤とした啓発活動や関係機関との連携による被害者に対する相談・支援体制の強化に取り組んでいます。本施策を総合的、体系的に推進するため、DV防止法に基づき国が策定した「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」（平成26年1月告示）に即し、かつ、「静岡県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援に関する基本計画」（第3次）（平成26年度～29年度）を勘案して、「三島市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援に関する基本計画」（以下「第2次三島市DV防止基本計画」という。）を策定し、すべての人がDVのない安全で安心して暮らせるまちの実現を目指します。

2 計画の位置付け

この計画は、DV防止法第2条の3第3項の規定に基づく三島市の基本計画として策定するとともに、「三島市男女共同参画プラン（みしまアクションプラン・パート3）」の基本目標Ⅱ「人権の尊重と男女共同参画の意識づくりに位置付けられている基本方針Ⅱ-4「女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者への支援」の達成を目指すための計画としても位置付けています。また、国、県及び関係機関との連携による一体的な施策の推進を図ることとしています。

D V 防 止 法

男女共同参画社会
基本法

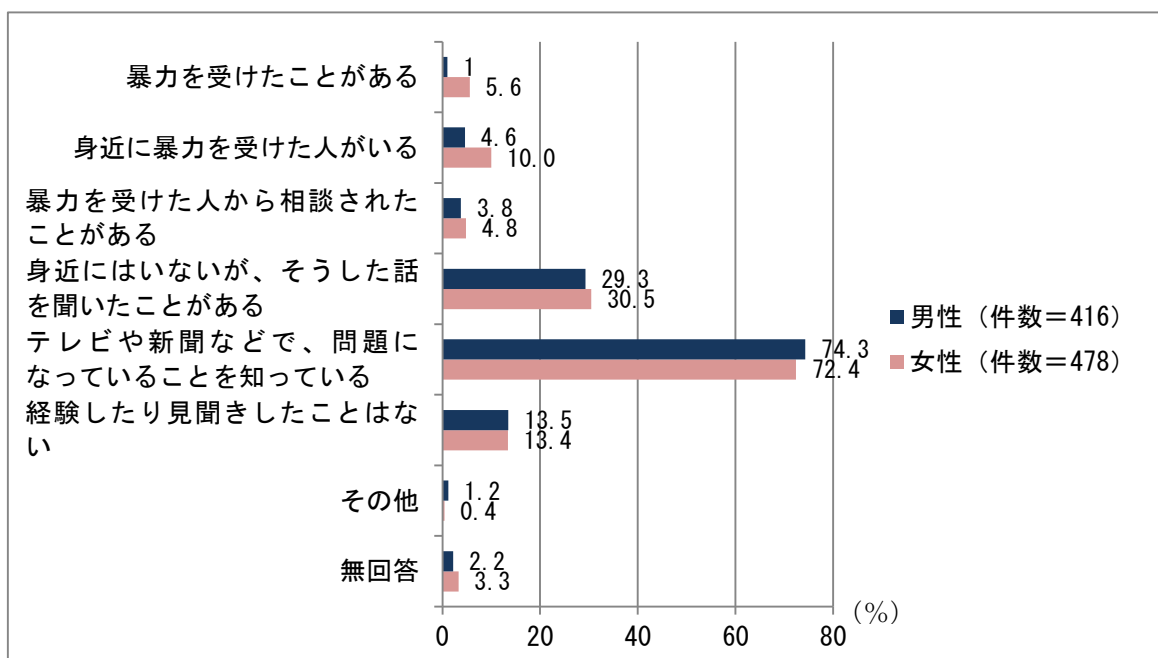


3 計画の期間

この計画の期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。ただし、DV防止法、基本方針等が見直された場合又は新たに盛り込むべき事項等が生じた場合は、必要に応じて見直すこととします。

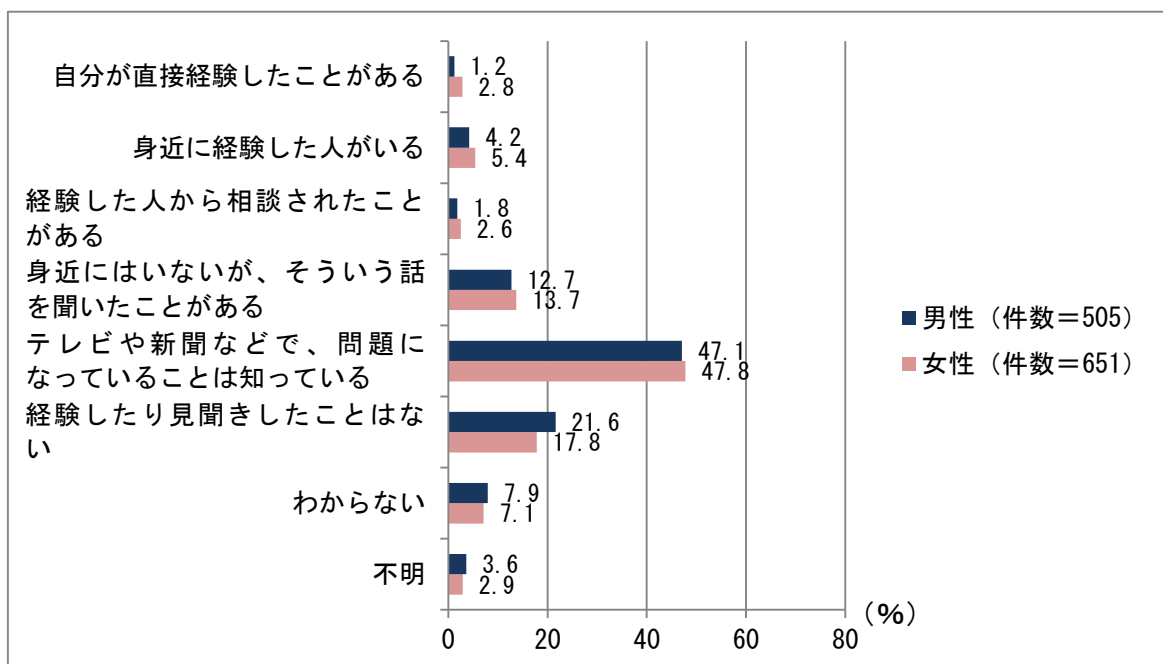
4 県及び本市におけるDV等の状況

DVの経験や見聞きについて（県内）



資料出所：「平成27年度男女共同参画に関する県民意識調査」

DVの経験や見聞きについて（三島市）



資料出所：「平成27年度市民意識調査」

DV相談・一時保護の状況（県内・三島市）

年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
DV相談件数（県内）	2,744	2,713	2,524	2,505	2,984
三島市	48	37	41	60	66
一時保護件数（県内）	79	58	57	59	58
三島市	2	1	1	2	2

DV相談状況（三島市）

年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
DV相談延べ件数	328	208	383	441	391
実人数	48	37	41	60	66
うち新規相談者実人数	27	25	26	39	37

年代別（三島市）

年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
10代	1	0	0	0	0
20代	9	6	7	14	15
30代	16	6	13	14	22
40代	13	15	11	19	15
50代	4	2	4	5	10
60代以上	5	8	6	8	4
計	48	37	41	60	66

外国人の相談状況（三島市）

年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
人数	4	0	0	1	4

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

配偶者や親しいパートナーからのDVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

しかし、その多くは家庭内において行われるため、外部からの発見が困難で潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向にあります。DV被害者の多くは女性ですが、最近では、女性から男性へのDVも増えつつあります。また、子どもが同居する家庭では、被害者だけでなく、身近で起こった経験が子どもの心身に深い傷を残すという児童虐待にもあたる行為となります。

暴力を振るうという行為は、被害者個人の尊厳を傷つけるだけでなく、社会全体にも深刻な影響を与え、男女共同参画社会の実現を妨げるものです。

DVを許さない社会の実現が求められるなかで、本計画では「DVのない安全で安心して暮らせるまちの実現」を基本理念として掲げ、計画の体系に基づき基本目標に沿った施策を展開します。

【基本理念】 「DVのない安全で安心して暮らせるまちの実現」

2 計画の基本目標

- 基本目標1** DVを許さない、見逃さない地域づくりの推進
市民に対し、広報・啓発活動を通じてDVに対する正しい理解を深め、DV防止に努めます。
- 基本目標2** いつでも、だれでも、安心して相談できる体制づくり
被害者が安心して相談できる体制の強化を図ります。
- 基本目標3** DV被害者とその子どもを安全に守る保護の実施
関係機関等と連携し、被害者とその子どもの安全を守ることに努めます。
- 基本目標4** DV被害者の自立に向けた支援環境の整備
被害者が自立した生活を送れるよう、総合的な支援に努めます。
- 基本目標5** 推進体制の充実
関係機関等との連携の充実に努めます。

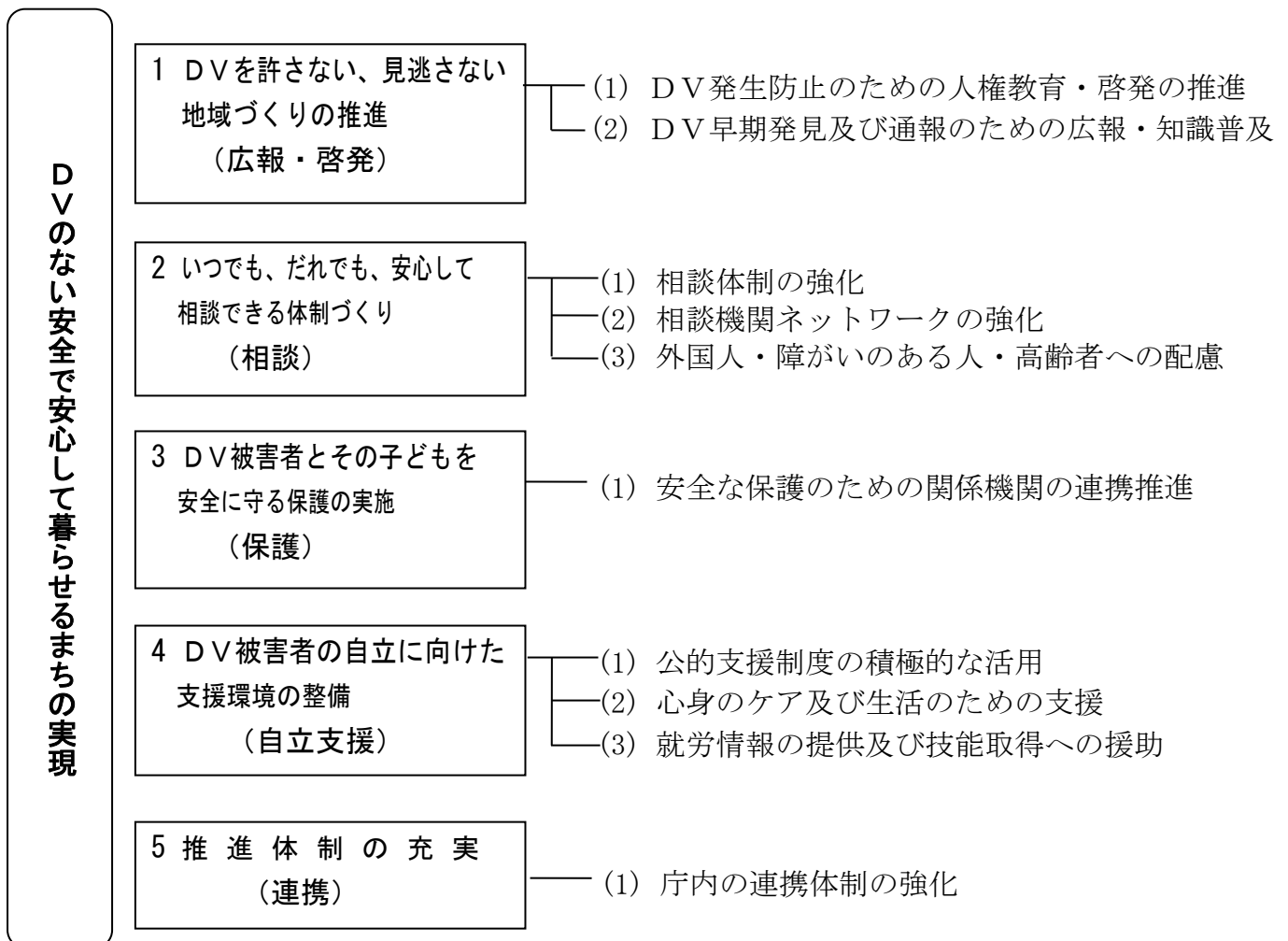
3 計画の体系

この計画は、今後のDV被害者の保護や支援の方向性を示すものであり、全ての人が安全で安心して暮らせるまちの実現に向けて、市民に対する広報・啓発による社会全体の意識改革、DV被害者に対する相談や保護、生活の自立に向けた支援が必要であることから、計画の柱として5つの基本目標を掲げ、それぞれに施策の方向を位置付けた取り組みに努めます。

【基本理念】

【基本目標】

【施策の方向】

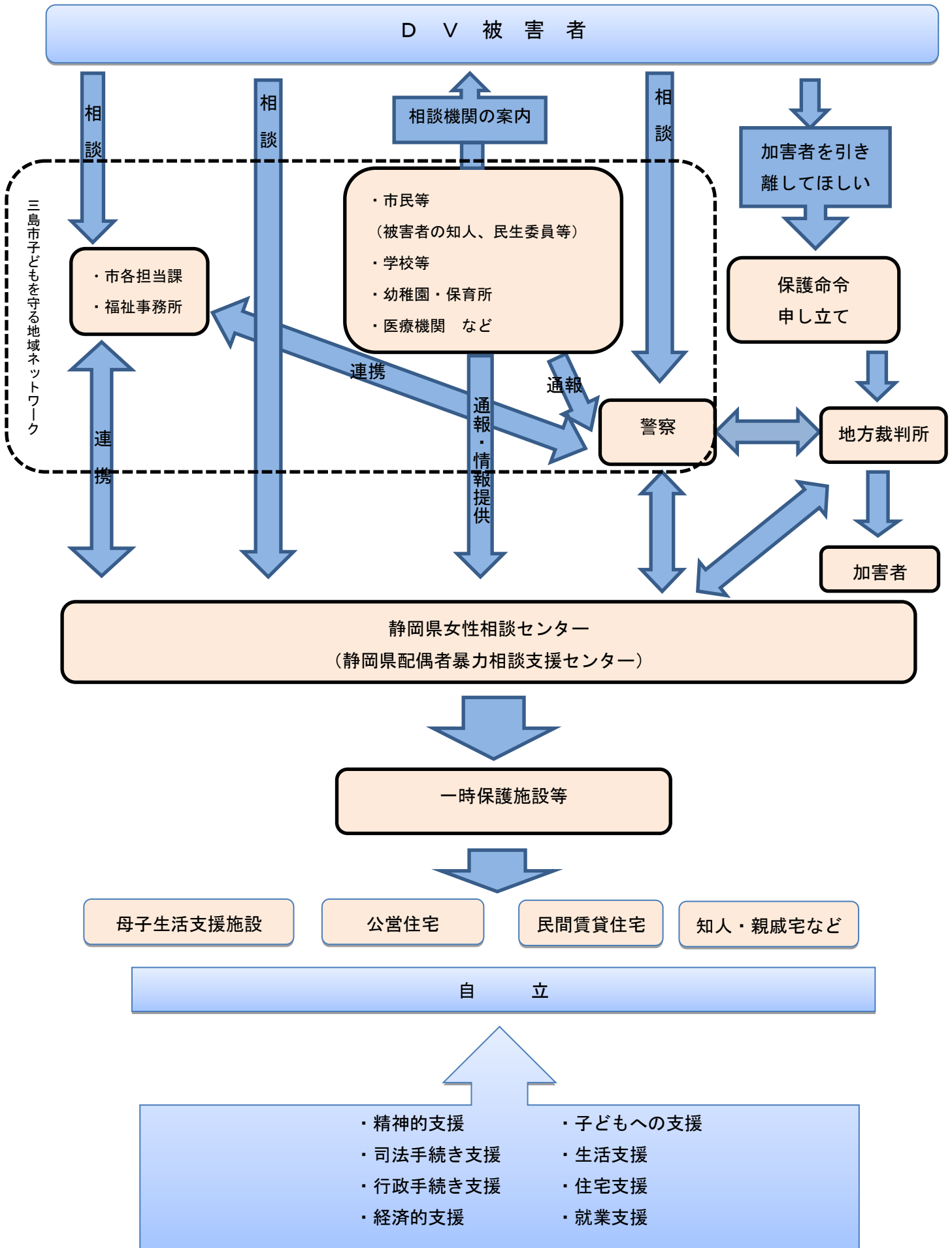


4 計画の目標値

DVについての知識や相談体制についての周知の重要性から、次のとおり計画の目標値を設け（活動指標）、啓発活動により市民意識を高めるとともに、各種施策の実施により、DVのない安全で安心して暮らせるまちの実現を目指します（成果指標）。

目標項目	目標種類	現状値	目標値	説明
相談窓口などDVに関する情報掲載資料（リーフレット・カード等）の配布数	活動指標	800枚 （平成28年度）	累計4,000枚 （平成29年度から 毎年800枚以上）	啓発講座や街頭広報での配布、関係部署・関係機関や公共施設への設置等を毎年度、継続して実施する
DVがテレビや新聞などで、問題になっていることを知っていると感じた人の割合	成果指標	女性 47.8% 男性 47.1% （平成27年度）	女性、男性ともに 70%以上	DVに対する市民意識を高める
過去1年間にDVを自分が直接経験したことがあると感じた人の割合	成果指標	女性 2.8% 男性 1.2% （平成27年度）	継続的に減少	市民意識調査で直接経験があると答えた人の割合を減少させる

5 関係機関等との連携体制



第2章 施策の展開

基本目標1 DVを許さない、見逃さない地域づくりの推進

施策の方向(1) DV発生防止のための人権教育・啓発の推進

《現状と課題》

- DVの問題は、重大な人権侵害であり、個人の尊厳を侵害するものです。
配偶者や交際相手等からの暴力は親密な関係の中で起こることから、過少にみなされやすく、さらには潜在化するなかでDV行為が繰り返されることにより、被害が拡大する傾向があり深刻な問題となります。
どのような理由であっても、たとえ親密な間柄であったとしても暴力は消して許されるものではないという意識づくりが必要です。
- 殴る、蹴るなどの「身体的暴力」がDV行為であることの認識度は高いものの、それに比べて精神的、性的、経済的暴力行為の認識度は、高いとはいえないことから、自分が被害者であることを気づかないまま暴力を受け続ける人や、加害者への恐怖感から相談することをためらう被害者も多く見受けられます。
このDVについては、被害者のみでなく加害者に対しても、自らの行為がDVであることの認識を促すとともに、その行為が法律的にも犯罪となり得ることを周知していくことも重要です。
- 平成27年度市民意識調査によると、過去1年間にDVを経験した割合は女性で2.8%、男性で1.2%、DVがテレビや新聞などで問題となっていることを知っている人は女性で47.8%、男性で47.1%と半数に満たず、DVに対する市民の関心を高める必要があります。（平成27年度市民意識調査）
- DVは配偶者だけでなく、交際相手との間にも起こり得るため（デートDV）、特に若い世代に対する教育・啓発は、将来のDV被害者・加害者にならないためにも、重要なことであるといえます。
- 平成26年度に実施した大学におけるデートDV防止出前講座でのアンケートでは、「デートDV」について「知っていた・なんとなく知っていた」という学生は全体の84%に及びましたが、引き続き、若年層に対してDV防止の教育・啓発を行うことで、DVについて考える機会を提供し、理解を深め、対等でお互いに尊重しあえる人間関係を築いていくことが、将来にわたってのDV防止につながると考えられます。

《今後の取組》

	事業内容	所管課
市民への広報・啓発の実施	広報みしまや、ホームページ等に情報を掲載し、相談窓口等の情報発信を行います。	子育て支援課
	DV防止リーフレットやカードを作成し、「女性に対する暴力をなくす運動期間」や「児童虐待防止推進月間」などに合わせて開催されるイベント時に配布する等、積極的な情報提供や広報活動に取り組めます。	政策企画課 子育て支援課
若い世代への教育・啓発の実施	小中学校において、学校教育活動全体を通して、人権教育を進めます。	学校教育課
	交際相手からの暴力問題について考える機会として、市内大学等におけるデートDV防止出前講座の開催を推進します。	政策企画課
	デートDVに関するリーフレット作成・配布による啓発に取り組めます。	子育て支援課

施策の方向(2) DVの早期発見及び通報のための広報・知識普及

《現状と課題》

- DV防止法では配偶者等からの暴力を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならないと通報の努力義務が規定されています。教職員や民生委員・児童委員をはじめとする福祉・保健関係者、地域で活動している人々などは、日常生活から被害者を発見しやすい状況にあると言えます。そのため、これらの関係機関や関係者に対してDVの知識や通報先、相談窓口についての理解を促進し、適切な対応がなされることが求められます。
- DVに関する正しい知識やその危険性について、適切な情報提供や啓発を行うことで、自らが当事者にならないことはもちろんのこと、周囲の小さな変化を見逃すことなく、また適切な判断力を身に付けることで、早期に相談機関や支援につながる効果が期待されます。

《今後の取組》

	事業内容	所管課
市民への広報・啓発の実施 (再掲)	広報みしまや、ホームページ等に情報を掲載し、相談窓口等の情報発信を行います。	子育て支援課
	DV防止リーフレットやカードを作成し、「女性に対する暴力をなくす運動期間」や「児童虐待防止推進月間」などに合わせて開催されるイベント時に配布する等、積極的な情報提供や広報活動に取り組めます。	政策企画課 子育て支援課
若い世代への教育・啓発の実施 (再掲)	小中学校において、学校教育活動全体を通して、人権教育を進めます。	学校教育課
	交際相手からの暴力問題について考える機会として、市内大学等におけるデートDV防止出前講座の開催を推進します。	政策企画課

地域のネットワークの活用	「三島市子どもを守る地域ネットワーク」による地域の連携体制を活用し、学校、近隣、家庭のそれぞれの場において、児童・生徒の家庭を見守り、児童虐待やDVの早期発見・早期相談により防止することに努めます。	子育て支援課
教育・保育関係者、保健師との連携	DV早期発見のため、教育、保育関係者、保健師に対して研修等を通してDVに対する知識普及を図るとともに「三島市子どもを守る地域ネットワーク」を活用して、学校、幼稚園、保育園、療育支援室、保健センター等との連携を強化します。	学校教育課 子ども保育課 療育支援室 健康づくり課 子育て支援課

基本目標2 いつでも、だれでも、安心して相談できる体制づくり

施策の方向(1) 相談体制の強化

《現状と課題》

- 本市におけるDV相談の窓口である子育て支援課では女性相談員の配置のほかに担当職員には社会福祉士を配置し、DVを含めた女性全般にわたる相談を受け、支援を行っています。女性相談員には、DV被害者の置かれている状況を的確に把握するとともに、早期発見、安全確保のための必要な知識や適切な対応を行う技能を身につけることが求められます。

《今後の取組》

	事業内容	所管課
相談窓口の柔軟な対応	被害者が二次被害を受けるようなことのないよう精神的負担に配慮し、必要に応じて被害者に同行したり、相談室で各手続が円滑に行えるように努めます。	子育て支援課
男性相談の対応	男性相談員を配置している県の専用相談窓口を周知することで、男性が相談しやすくなるよう努めるとともに、市への男性相談にも柔軟に対応するよう努めます。	子育て支援課
相談体制の整備	相談者や被害者が周囲の目を気にせずに相談できるよう、環境に配慮します。 また、児童虐待・DV相談専用の通話料無料電話（子どもSOS）を設置し、安心して電話相談ができるように対応します。	子育て支援課
無料法律相談・人権相談の活用	法律や人権にかかわる専門相談について、市の無料法律相談や法テラス、人権相談窓口を活用することで、被害者への幅広い支援を図ります。	市民生活相談センター 福祉総務課 子育て支援課
相談員や職員の研修・支援の充実	様々な相談や困難事例に対応できるよう、国や県主催の研修に参加し、相談員等の資質の向上に努めます。	子育て支援課
ケース検討や情報交換の実施	困難事例においては、県女性相談センターや関係機関と連携を図り、情報共有やケース検討を通じて問題解決に努め、相談員等の資質の向上を目指します。	子育て支援課 関係各課

施策の方向(2) 相談機関ネットワークの強化

《現状と課題》

- DV被害者は心身の疾患や深い心の傷を有していることが多く、社会生活への適応に支障のある場合もあります。また、加害者から逃避し、生活の場を一時的に失い保護されるなど、社会的にも経済的にも不安定な立場に置かれています。このようにDVの状況や当事者の環境は様々であり、これらに対応する専門的知識が必要であることはもちろん、DV被害者の状況を適切に把握し、DV被害者の抱える様々な問題を解決していくためには、多岐にわたる関係機関の連携が必要となります。
- 本市では平成13年3月28日に、「三島市虐待防止連絡会」を設置しました。そして、同連絡会を児童虐待及びDVの防止という観点から平成14年度に「三島市児童虐待・DV防止連絡会」とし、平成18年度に「三島市要保護児童・DV防止地域協議会」、平成20年度に「三島市要保護児童対策地域協議会」、平成22年度には「三島市子どもを守る地域ネットワーク」と名称を変更し、市民生活に直結する自治会や民生委員等を新たに構成員に加えました。この活動を通して、地域住民にDVや児童虐待について正しい理解を促し、地域の絆で児童虐待を防止し、DV被害者をなくそうと取り組んでいます。
- 女性相談員は、県女性相談センターで行っている県内の女性相談員をメンバーとした連絡協議会に参加し、相談員同士の情報交換や意見交換会を通して、市の枠を超えた支援のネットワークを構築し、DV被害者が他市へ逃避や居住を始める際や、他市から避難して来た際など、円滑な支援が行えるように努めています。なお、県内だけでなく、県外への転出や県外からの受入れについても同様に、相手方の市町と広域的な連携をとり、DV被害者に寄り添った支援を行えるように努めています。

《今後の取組》

	事業内容	所管課
地域のネットワークの機能強化	DVを取り巻く環境の変化に応じて「三島市子どもを守る地域ネットワーク」の構成委員の見直しや、目的に応じた会議の運営を検討し、支援体制の充実を図ります。	子育て支援課 関係各課
	他市町のDV防止ネットワークの活動内容、役割について調査・研究することで、支援体制の充実を図ります。	子育て支援課
女性相談員等の技術向上及びネットワークの構築	県女性相談員連絡協議会に参加し、県内他市の相談員との意見・情報交換や研修会を通して資質向上を図るとともに、他市相談員とのネットワークの強化に努めます。	子育て支援課
	DV被害者の他県への転出又は他県からの転入において、転出先及び前居住地の女性相談員等と連携を図り、支援体制の充実を図ります。	子育て支援課

施策の方向(3) 外国人・障がいのある人・高齢者への配慮

《現状と課題》

- DV防止法では、「職務関係者は、その職務を行うに当たり、被害者の国籍、障害の有無を問わず、その人権を尊重しなければならない」と規定されており、外国人や障がいのある人に対しても、同様の支援が求められています。
- 外国人については、言語や文化・生活習慣の違いなどにより情報が伝わりにくく、地域で孤立しがちなため、DV被害が表面化しにくく、被害がより潜在化、深刻化しやすい状況にあります。本市では、人口 110,313人 のうち 約1.1% にあたる 581世帯 1,170人 の外国人が生活（平成28年3月31日現在）しています。
- 本市については必ずしもそうではないものの、外国人のDV相談は県内だけでなく、全国的に増加の傾向にあります。支援方法は日本人の場合と基本的に変わりませんが、外国人相談者の情報の受信力や発信力、理解力、日本に対する親和性、社会資源や制度を利用する力などについて明らかな格差が生じてしまうため、外国人へのDVに関する啓発については、多言語による広報や情報提供が必要となり、面談等でも通訳を利用するなどの配慮が必要となります。そのため、国際交流や外国人支援を行っている機関と連携し、相談、支援を行なっていく必要があります。
- 障がいのある人や高齢者においてはDV被害がより潜在化、長期化、深刻化するという共通した状況にあります。
障がいのある人については、DV防止の啓発が被害者に届きにくい上に、DVを相談すること自体の困難さがあり、被害が顕在化しにくい状況にあります。
高齢者については、DVが社会問題として取りあげられるようになった歴史が比較的浅いことから、今まで正しい情報を得られず、自分の状況をDVと認識することが困難であったり、DVが長期間に渡り繰り返されているために、抵抗する力を奪われている実態があります。
- 障がいのある人、高齢者については、様々な相談の場面や福祉サービスを通じて被害者の発見に努めることが重要であり、その支援には、より多くの機関による連携が不可欠です。DV被害者の状態に応じた支援者の確保も含め、関係機関の連携を図り、DV被害者への啓発、相談、安全確保、生活再建の各段階における具体的な対応策の構築に向けて取り組む必要があります。

《今後の取組》

	事業内容	所管課
外国人への対応の充実	県で作成する外国語表記のリーフレットを活用し、外国人のDVへの理解を進め、相談窓口の周知を図ります。	子育て支援課
	日本語の理解が十分でない外国人に対し、通訳者の協力を求め、DV被害者への支援内容を正確に伝えることに努めます。	国際交流室 子育て支援課
障がいのある人・高齢者への対応の充実	障がい福祉課、地域包括支援センターと連携し、DV防止について啓発するとともに、被害者の状況に応じた支援により、安全確保に努めます。	障がい福祉課 長寿介護課 子育て支援課

基本目標3 DV被害者とその子どもを安全に守る保護の実施

施策の方向(1) 安全な保護のための関係機関の連携推進

《現状と課題》

- 本市では、DV被害者が命の危険を感じ、相談窓口や警察に駆け込んだ場合において、緊急に保護することが必要と判断される場合には、静岡県女性相談センターや警察等と連携し、一時保護を行い、被害者の安全の確保に努めています。
- 被害者の状況や意向、同伴する家族の有無などを考慮し、一人ひとりに応じた保護を迅速で安全に行うことが必要であり、一時保護所への入所に至らない場合においても、加害者の追及から守れると判断できる親戚、知人宅等に一時的に身を寄せることなどが、被害者の安全確保を図る意味で重要です。
DV被害者については、安全を確保するとともに、被害者本人の状況と意向に配慮しながら支援を行っていく必要があります。
- DV被害者とその子どもを一時保護する場合は、被害者及び同伴児童の医療や精神面のケア、さらには生活面の支援など、多くの機関による連携が必要となります。被害者が保護から自立に至るまでの間、その置かれた状況によって、被害者が適切な判断に基づいて行動できるように、支援のための様々な制度に関する情報を提供し、助言を行っていくことが必要です。

《今後の取組》

	事業内容	所管課
警察との連携	被害者とその同伴者の安全を確保するために、警察との連携に努めます。	子育て支援課
県女性相談センターと連携した一時保護の実施	静岡県女性相談センターと連携し、迅速に一時保護を行うことができるよう努めます。	子育て支援課
保護命令に関する情報提供	被害者等の安全確保のため、保護命令制度についての情報提供を行います。	子育て支援課
児童相談所等との連携	子どもの面前でのDVは心理的虐待にあたります。子どもの状況や状態にあった適切なケアを行えるよう、県児童相談所との連携に努めます。	子育て支援課
関係各課による情報管理の徹底	関係部署が保有する被害者やその同伴者に関する情報は、被害者保護の観点から管理の徹底に努めます。	子育て支援課 関係各課
他市または他県の関係機関との連携	被害者等の安全確保や支援のために、県内を含め、県の域を超えた関係機関との広域的な連携が必要となるため、情報交換をはじめとした連携に努めます。	子育て支援課

基本目標 4 DV被害者の自立に向けたきめ細やかな支援環境の整備

施策の方向(1) 公的支援制度の積極的な活用

《現状と課題》

- 被害者が自立した生活を送れるようになるまでには、様々な課題を乗り越える必要があります。
DV被害者の多くは所持金や預貯金が少なく、経済的自立が困難であり、身動きが取れず、更に被害が拡大しているケースも多いため、生活保護の適用や生活資金の貸付などの対応が必要となります。
- 加害者からの追求やDV被害者の二次的被害の防止を図るため、住民基本台帳の閲覧制限、医療保険（国保、被用者保険等）加入に係る支援措置等及び生活に関係する諸書類の代理受領等についても支援しています。
- 自立に向けた支援については、生活全般に渡る幅広い支援の必要性から、行政の各分野にまたがることになるため、状況やニーズに応じて各制度が円滑に活用できるよう、関係部署との調整・連携を図るとともに、被害者の立場に立った切れ目のない自立支援への対応が重要です。

《今後の取組》

	事業内容	所管課
生活保護・生活資金等貸付基金の活用	生活保護や生活資金等貸付金についての情報提供を行うとともに、適切な活用を図ります。	福祉総務課
母子家庭等の生活支援策の活用	児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金の貸付、児童手当の支給等の情報提供を行うとともに、適切な活用を図ります。	子育て支援課
保護命令に関する情報提供（再掲）	被害者等の安全確保のため、保護命令制度についての情報提供を行います。	子育て支援課
支援措置の活用	住民基本台帳の閲覧制限や医療保険（国保、被用者保険等）加入に係る支援措置、年金事務に係る支援措置等について情報提供を行うとともに、適切な活用を図ります。	市民課 保険年金課 子育て支援課
関係各課による情報管理の徹底（再掲）	関係部署が保有する被害者やその同伴者に関する情報は、被害者保護の観点から管理の徹底に努めます。	子育て支援課 関係各課

施策の方向(2) 心身のケア及び生活のための支援

《現状と課題》

- DV被害者は、加害者から離れ、自立した社会生活を営むことが可能となっても、本人や同伴家族の心理的ダメージは長期にわたり心身に様々な影響を及ぼすことも考えられます。DV被害者のなかには、PTSD（心的外傷後ストレス障害）やうつ病等を患っている人も少なくないため、必要に応じて医療機関の紹介や同行受診等の支援を実施しています。
- DV被害者は、離婚や子どもの親権の確保等、法的問題を抱えているケースも少なくありません。そのため、本市で行っている無料法律相談の案内や、経済的理由により、裁判等の費用が捻出できない被害者には、民事法律扶助制度について、情報提供を行っています。
- DV被害者の自立にとって、住宅の確保は最も重要な課題の1つです。被害者自ら民間住宅を確保するほかに、公営住宅への入居となることもあります。公営住宅は比較的安価な家賃で提供するものであり、裁判所の保護命令や県女性相談センターによる一時保護を受けたDV被害者については、単身入居が認められているほか、収入の認定や保証人の取扱いについても弾力的な運用がはかられています。
- DV被害者が新たな地域で生活を始めるにあたっては、安全確保の観点から前住所地からの住所異動を見合わせることもあります。同伴児童の就園・就学については、DV被害等諸事情がある場合には、住民票の記載がなくても、現に住所を有していれば、就園・就学を認める扱いをし、子ども保育課や市の教育委員会及び学校と連携をとりながら、児童を取り巻く環境の整備や学習支援を行っています。
- 児童虐待防止法では、児童の面前でのDVは、児童虐待であると定められており、DVを目撃した子どもの精神的な傷や世代間連鎖等も懸念されています。本市におけるDV相談の主な窓口である、子育て支援課では家庭児童相談室を設置し、DV被害者の子どもの心理的影響について、女性相談員、家庭相談員が協力して支援を行うとともに、状況によっては児童相談所とも連携をとりながら対応します。

《今後の取組》

	事業内容	所管課
心理的ケアの充実	被害者の状態に応じて医療機関や相談機関の紹介を行い、必要に応じて同行支援を行います。	健康づくり課 子育て支援課
法律相談の活用	離婚、子どもの親権、借金等の問題を抱えている被害者に対して、市民生活相談センターでの無料法律相談、多重債務相談や法テラス等の活用の情報提供をします。	市民生活相談センター 子育て支援課
公営住宅への入居相談	市営住宅の入居に係る相談に対応します。	建築住宅課
子どもの就園・就学への支援	就園・就学にあたっての配慮や適切な情報管理を行い、子どもを取り巻く環境の整備に努めます。	学校教育課 子ども保育課
子どもの支援体制の充実	DVの目撃による心理的な影響に対し、学校やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、家庭相談員、女性相談員、児童相談所が連携し、安心して相談できる環境づくりと適切な対応を行えるよう努めます。	学校教育課 子育て支援課

施策の方向(3) 就労情報の提供及び技能取得への援助

《現状と課題》

- DV被害者が自立して生活していくためには、就業して安定的な収入を確保することが必要であり、そのために、就業についての支援をしていくことが重要となります。
- 本市では子育て支援課で、能力開発のための母子家庭等自立支援教育訓練給付金や、就業に結びつきやすく生活の安定に役立つ資格を取得するための母子家庭等高等技能訓練促進給付金の支給相談及び事務手続きを行っています。
- 相談機関としてハローワークや県母子家庭等就業・自立支援センター、生活支援センター等を紹介し、必要に応じて同行もしています。

《今後の取組》

事業内容		所管課
就労に係る情報提供や支援制度の活用	就業相談において、母子家庭等自立支援給付金、高等職業訓練促進給付金等の制度・事業について周知し、適切な活用の促進を図ります。	子育て支援課
関係機関との連携	一人ひとりの状況にあった就業につながるように、ハローワーク、母子家庭等就業・自立センター、三島市生活支援センター等との連携に取り組めます。	福祉総務課 子育て支援課

基本目標5 推進体制の充実

施策の方向(1) 庁内の連携体制の強化

《現状と課題》

- DV被害者の保護及び支援については、複数の関係機関や庁内関係部署が共通認識のもとに連携を図り、相談、保護、自立支援を行うなかで、被害者の立場にたった切れ目のない支援対応が必要です。
- 本市では、「三島市子どもを守る地域ネットワーク連絡協議会」における代表者会議、DV分科会（実務者会議）を設置し、被害者支援の情報や認識を共有し、被害者支援にあたっています。
しかし、被害者の抱える問題は複雑多岐に渡ることも多いため、更なる連携の強化が求められています。
- 被害者が諸手続のために、それぞれの窓口に出向いて何度もDV被害について説明することは、加害者との遭遇の危険性があることや、心理的にも大きな負担となり得ます。そして、関係部署との連携不足から、職員のDV被害に対する理解不足により、二次被害が生じることも起こり得ます。

○庁内においても、DVは犯罪となり得る行為であり、被害者の人権を尊重、安全の確保、秘密保持、情報管理の徹底に十分配慮できるよう、庁内においても理解の促進を図るとともに、状況に応じて関係機関や関係各課を交えてのケース検討会議を開催する等の対応も必要となります。

本市では、被害者の安全確保と負担軽減のために、関係部署と連携をとって、相談室で人目を気にせずに必要な諸手続ができるような配慮に努めています。

《今後の取組》

事業内容		所管課
関係各課との連携	「三島市子どもを守る地域ネットワーク」におけるDV分科会を開催し、課題解決を図るとともに被害者支援が円滑に行えるよう、関係各課との連携を図ります。	子育て支援課 関係各課
	被害者に対して適切な支援ができるよう、関係機関、関係各課を交えて、ケース検討会議を随時開催します。	
	被害者の安全確保と負担軽減のため、相談室を確保し、関係各課と連携をして被害者が安心して諸手続ができるよう配慮に努めます。	
関係各課による情報管理の徹底（再掲）	関係部署が保有する被害者やその同伴者に関する情報は、被害者保護の観点から管理の徹底に努めます。	

第4章 計画の推進

1 計画の進捗状況の把握

三島市DV防止基本計画推進における取組みについては、関係機関の実務者で構成される「三島市子どもを守る地域ネットワークDV分科会」において、現状と課題等の検証とともに、計画の基本目標の達成に向けて進行状況の把握・点検を行います。その代表者で構成される「三島市子どもを守る地域ネットワーク」に報告するなかで、施策の推進、連絡調整、進行管理を行います。

2 計画の周知

計画を確実に推進するためには、庁内関係各課・関係機関をはじめ、多くの市民の理解や協力が重要であることから、策定した計画について、市広報紙や市ホームページなど様々な媒体や機会を活用し周知に努めていきます。